流 企 第 号平成30年9月28日

流山市総合計画審議会 会長 様

流山市長 井崎 義治

流山市次期総合計画の策定について (諮問)

このことについて、流山市附属機関に関する条例(昭和46年条例第6号)第2条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

本市では、平成32年度(2020年度)からスタートする次期総合計画の策定を進めています。総合計画は、総合的かつ計画的な市政経営を行うため本市の最上位計画として策定するものです。

その策定にあたっては、流山市市民参加条例(平成24年流山市条例第19号)第5条第1項の規定により、市民参加の手続を行っており、次の事項について貴審議会の意見を求めたく諮問します。

- (1) 本市を取り巻く課題
- (2) 目指すまちのイメージ
- (3) まちづくりの基本理念
- (4) まちづくりの基本政策
- (5) 計画を推進するための市政経営